

令和8年 富士見町 条例

第 6 号

富士見町有線放送施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町有線放送施設条例の一部を改正する条例

富士見町有線放送施設条例(平成20年富士見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

1	機器 有線放送受信端末機 1台 24,200円
2	受信端末機設置工事料 LCV加入者宅 1台 15,400円 LCV未加入者宅 1台 75,900円
3	電源設置工事・機器移設工事等 電源設置・機器移設・機器撤去・その他工事に係る費用は実費とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。